

変更届出添付書類一覧表
(居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所)

| No | 変更事項 | 添付書類 | 備考 |
|----|---------------------------------|---|--|
| 1 | 事業所(施設)の名称 | ・付表(指定等に係る記載事項) ・運営規程 | ・運営規程もあわせて変更する場合は、下記を参照してください。 |
| 2 | 事業所(施設)の所在地 | ・付表(指定等に係る記載事項) ・運営規程 ・平面図及び写真(※1) | ・設備基準等を満たしているか事前に確認する必要があるため、移転の2週間前までにご提出ください。 ・移転に際し、事業所の電話・FAX番号が変更になる場合は変更届に記載してください。 ・移転元と移転先の指定権者が異なる場合や、移転に伴い事業所を継続していると認められない場合には新規申請、廃止の手続きが必要です。 ・(※1)は移転の場合のみ添付してください。保険者が現地確認を行う場合は不要です。 |
| 3 | 申請者の名称 | ・登記事項証明書(原本) | ・法人の合併等による名称変更は、新規申請が必要な場合があります。事前にご相談ください。 |
| 4 | 主たる事務所の所在地 | ・登記事項証明書(原本) | |
| 5 | 法人等の種類 | ・登記事項証明書(原本) | ・開設者の法人種別に変更があった場合は届出が必要です。 |
| 6 | 代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所及び職名 | ・登記事項証明書(原本) ・誓約書 ・研修修了証の写し | ・代表者の姓、住所又は職名の変更のみの場合、誓約書は不要です。 ・次のサービス事業所の代表者に変更がある場合は、研修修了証の写しを添付してください。 ① (介護予防)小規模多機能型居宅介護 ② (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ③ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 7 | 登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。) | ・登記事項証明書(原本)、条例等 | ・事業目的など指定事業に関する部分が変更になった場合は届出が必要です。 |
| 8 | 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等 | ・平面図及び写真(※2) ・設備等一覧表 | ・設備基準等を満たしているか事前に確認する必要があるため、移転の2週間前までにご提出ください。 ・設備等もあわせて変更する場合は、設備等一覧表を添付してください。 ・(※2)変更があった部分の写真を添付してください。保険者が現地確認する場合は不要です。 |
| 9 | 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | ・付表(指定に係る記載事項) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格証、研修終了証の写し(※3) ・苦情を処理するために講ずる処置の概要(※4) | ・管理者の住所変更時は付表(指定に係る記載事項)のみ添付してください。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は変更月の予定を提出してください。 ・(※3)新規雇用や異動の場合に、未届け分の資格証及び研修終了証の写しを添付してください。 ・辞令等の雇用関係書類の提出は不要ですが、町が求めた場合、提出できるよう事業所内で保管してください。 ・次のサービス事業所の管理者に変更がある場合は管理者経歴書(未届け分)を添付してください。 ① (介護予防) 認知症対応型通所介護 ② (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ③ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ④ 看護小規模多機能型居宅介護 ・(※4)管理者が苦情処理担当者の場合、変更があれば、あわせて提出してください。 |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定の従業員の員数を「○人以上」と記載している場合、表記の人数を満たしていれば運営規定の提出は不要です。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は変更月の予定を提出してください。 ・(※5)資格要件のある職種の変更については、未届け分の資格証の写しを添付してください。 ・研修の受講が必要な職種について変更がある場合は、研修修了証の写しを添付してください。 ① (介護予防)小規模多機能型居宅介護 ② (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ③ 看護小規模多機能型居宅介護 ・辞令等の雇用関係書類の提出は不要ですが、町が求めた場合、提出できるよう事業所内で保管してください。 |
| 10 | <p>運営規程 <u>変更事項が以下の①～③のいずれかの場合</u></p> <p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容 ② 営業日及び営業時間 ③ 利用定員(単位の増減含む)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の運営規程(変更箇所が多い場合は、変更前のものも添付し、変更箇所を明記してください。) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格証及び研修終了証の写し(※5) | <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定の従業員の員数を「○人以上」と記載している場合、表記の人数を満たしていれば運営規定の提出は不要です。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は変更月の予定を提出してください。 ・(※5)資格要件のある職種の変更については、未届け分の資格証の写しを添付してください。 ・研修の受講が必要な職種について変更がある場合は、研修修了証の写しを添付してください。 ① (介護予防)小規模多機能型居宅介護 ② (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ③ 看護小規模多機能型居宅介護 ・辞令等の雇用関係書類の提出は不要ですが、町が求めた場合、提出できるよう事業所内で保管してください。 |
| | <p>運営規程 <u>変更事項が上記の①～③以外の場合</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の運営規程(変更箇所が多い場合は、変更前のものも添付し、変更箇所を明記してください。) | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書の「変更の内容」に変更点がわかるように記載して下さい。 |
| 11 | 協力医療機関・協力歯科医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・協力医療機関に関する届出書(※6) | <ul style="list-style-type: none"> ・(※6)(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は届出が必要です。 |
| 12 | 事業所の種別 | — | — |
| 13 | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制 | 左記の変更内容が分かるもの | — |
| 14 | 本体施設、本体施設との移動経路等 | 左記の変更内容が分かるもの | — |
| 15 | 併設施設の状況等 | 左記の変更内容が分かるもの | — |
| 16 | 連携する訪問看護を行う事業所の名称 | 左記の変更内容が分かるもの (契約書等の写し) | — |
| 17 | 連携する訪問看護を行う事業所の所在地 | 左記の変更内容が分かるもの (契約書等の写し) | — |
| 18 | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項 ・介護支援専門員一覧表 ・資格者証の写し(※7) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・変更後の運営規程 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職や異動により、介護支援専門員の人数が減る場合も届出が必要です。 ・(※7)新規雇用や異動の場合に、未届け分の資格証及び研修終了証の写しを添付してください。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は変更月の予定を提出してください。 ・運営規定の従業員の員数を「○人以上」と記載している場合、表記の人数を満たしていれば運営規定の提出は不要です。 |